

プレスリリース

2025年7月25日

関係者様各位

A&S 大阪法律事務所設立のお知らせ

関西圏における多様化・高度化するリーガルニーズの高まりに対応すべく、国内第二の経済都市・大阪において、2025年、A&S 大阪法律事務所が新たに設立されました¹。東京を本拠とする渥美坂井法律事務所・外国法共同事業²は、企業法務を中心に、クロスボーダー取引、M&A、ファイナンス、知的財産、危機管理、商事紛争など多岐にわたる分野において、クライアントの皆さまに高度な知見を提供させていただいておりますが、提携事務所である A&S 大阪法律事務所は関西を拠点として、地域企業や外資系企業への支援を一層強化する重要な役割を担ってまいります。

A&S 大阪法律事務所には、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業と緊密に連携する弁護士・外国法事務弁護士が今後随時参画を予定し、関西地域における法的課題に対して、迅速かつ的確な対応を実現いたします。また、地場企業の海外展開や外資系企業の日本進出に関するサポート、地域金融機関やベンチャー企業向けの法的助言にも積極的に取り組んでまいります。

A&S 大阪法律事務所は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業とともに、「グローバルな視座」と「地域に根差した対応力」を兼ね備えた総合法律事務所として、クライアントの皆さまに最適なリーガルサービスを提供してまいります。

- 名称
A&S 大阪法律事務所
A&S Osaka
- 所在地
大阪府大阪市北区中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階
- 所属弁護士
代表弁護士：前橋 呈至（パートナー／大阪弁護士会）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

A&S 大阪法律事務所 弁護士 前橋 呈至 info_osaka@apl原因.jp

¹ A&S 大阪法律事務所は、渥美坂井法律事務所弁護士法人と提携関係にありますが異なる法律事務所であり、渥美坂井法律事務所弁護士法人の従たる事務所ではありません。なお、A&S 大阪法律事務所は本年夏頃に弁護士法人を設立する予定です。

² 東京に拠点を置く渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（渥美坂井法律事務所弁護士法人／第二東京弁護士会）（以下「当事務所」といいます。）は、主に企業法務・クロスボーダー業務を取り扱う日本の「6大」法律事務所の一つです。東京のヘッドオフィスに加え、当事務所はロンドン、ニューヨーク、ブリュッセル、ホーチミン、フランクフルト、日本の大阪、福岡に拠点（提携オフィスを含みます。）を有し、すべてのオフィス（提携オフィス・グループ内他事務所を含みます。）の所属弁護士等は合計269名（2025年7月25日現在）になります。当事務所は、国内系法律事務所として初めて外国法共同事業を立ち上げた総合法律事務所であり、これにより外国弁護士をパートナーとして招くことができました。現在では、18名の外国弁護士パートナーを含め外国弁護士は29名に上ります。また、核となる日本法業務に加え、米国ニューヨーク州およびカリフォルニア州、中華人民共和国、大韓民国、インド、スリランカ民主社会主義共和国、イングランド及びウェールズ※、豪州クイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州およびビクトリア州の各地域の法律、ならびに米国および豪州の連邦法について助言が可能となりました。金融およびキャピタルマーケット業務における確立された評価を基盤に、当事務所は現在、様々な業種の日本および海外のクライアント様、そして外国の法律事務所の皆様に対して、特にクロスボーダーM&A、プロジェクトファイナンス、対日投資、バンキング、キャピタルマーケットその他の金融、労働法およびIT分野を得意分野として、総合的なサービスを提供しています。

※渥美坂井法律事務所弁護士法人はイングランド及びウェールズのソリシタース・レギュレーション・オーソリティによる規制の適用を受けていません。